

2018年7月

会員各位

横浜植物防疫協会

賦課金早期支払及び支払方法についてのお願い

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当協会の業務にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「賦課金早期のお支払のお願い」につきましては、平成19年、平成20年に既にお願ひしていましたが、10年以上も前であり、その後入会された会員、特別会員も多くいらっしゃいます故、再度お願ひ申し上げます。

賦課金の請求は、植物検査のあった月の末に締め、各社ごとに合計した請求書をヘッドにして、請求ナンバーの入った請求(明細)書を添付した形態で翌月営業日1日目の午後に発送しております。

協会の運営費用は、協会という性格上、人件費が経費の大部分を占めており、また、一般の法人とは異なり手持ちの資金を十分に所有しないことを背景にしております。従いまして、入金サイトの長短はキャッシュフローに大きな影響を受けてまいります。

又、協会規約の「会費・賦課金等徴収規定」にも「請求あり次第現金をもって支払うもの」と規定しています。

つきましては、請求書がお手元に届きました月の月末にお支払い(30日サイト)を早めていただきたくお願ひ申し上げます。

尚、請求書は、希望があった場合のみ部署や担当者ごとに作成しておりますが、基本的には、各社ごとに取り纏めて1本の請求書を作成しています。ご入金いただく際には、担当者や納入月日、荷口等のご事情により、添付した請求(明細)書ごとにバラバラで入金いただきますと貴社の経理担当者から入金明細をいただく等、処理に多忙を極めてしまいます。

つきましては、纏まった請求書ごとにご入金をいただきますようお願い申し上げます。

貴社のご事情もあるかと思いますが、諸般の事情をご賢察くださいませ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

本件のお問い合わせは、総務グループ 鈴木(045-201-2378)宛てにお願いします。

敬具